

令和8年度 小城市立三日月中学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、生徒の身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識に立ち、学校が一丸となって組織的に対応することが不可欠である。

本校生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりをめざし、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめ事案への対処」を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第13条の規定に基づき、小城市立三日月中学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

学校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、このいじめの定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

法第22条に基づき、学校の内外におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、「学校いじめ防止対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、該当学年、学校運営協議会委員等により構成し、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

4 いじめの未然防止の取組

(1) 教師は

- ① 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さについて、道徳の時間や学級活動等を通して学ばせる。
- ④ 毎月10日は「小城市いじめ防止・心について考える日」の取組を実施し、豊かな心の育成の一助になるような講話や活動を実施する。
- ⑤ 生徒会活動や学級活動など、生徒の自主的な活動場面をとらえて、生徒の活動を認めて褒め、一人一人の自己肯定感・自己有用感を育てる。
- ⑥ 日頃から、生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦ 自己の人権感覚を磨き、自己の言動を常に振り返るようにする。

(2) 生徒は

- ① 思いやりの気持ちを持ち、協力して学校での活動（学級活動、学習、部活動、学校行事など）に取り組む。
- ② 上級生は下級生に優しく接し、下級生は上級生に尊敬の気持ちをもつ。
- ③ 友達のようにすを気遣い、必要に応じて声をかける。
- ④ 「いじめ0」を意識することを生徒会活動の根幹に位置付ける。

(3) 保護者・地域には

- ① 生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、ふれあい道徳授業等で伝えて、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見の取組

- (1) 月1回の生活アンケートを実施する。
- (2) 年2回の教育相談週間を設定する。
- (3) 教育相談主任やスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制の充実を図る。
- (4) いじめ防止に関する校内研修を行い、本校職員の理解と実践力を深める。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。
- (6) 生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ① いじめを覚知した場合、校長を長とする「学校いじめ防止対策委員会」を開き、事実確認を行う。必要に応じて、市教育委員会に第1報を行う。
- ② いじめと認知した場合、さらに詳しく被害者と加害者の双方の人権に配慮しながら事実確認を行い、時系列で記録をまとめるとともに、市教育委員会に第2報を行う。
- ③ 被害者を守るために、事実関係について全職員で共有し、授業やその他の学校教育活動で配慮する。場合によっては個別の学習指導等への対応を行う。
- ④ 加害者へは、立ち直りを支援することに留意し、内面から反省ができるように指導する。
- ⑤ 被害者の保護者に事実を説明するとともに、今後二度と起こらないようにするための手立て等を伝え、理解を得る努力をする。
- ⑥ 加害者の保護者に事実を説明するとともに、学校での指導への理解と協力をお願いする。
- ⑦ 学校は、いじめ認知の場合、その事実を真摯に受け止め反省点を踏まえて、今後二度と起こらないように指導体制や生徒の把握について改善を図る。
- ⑧ 学校は、定期的に被害者と加害者の双方に面談等を行い、立ち直りに向けて必要な指導・助言を行う。また、双方の学校でのようすについてそれぞれの保護者にも報告する。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態とは
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
 - ・ 生徒の身体に重大な障害があった場合
 - ・ 生徒が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合
 - ・ 生徒が金品を奪い取られた場合
 - ・ その他、犯罪の被害者として警察への被害届等を提出した場合 など
- ② 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、市教育委員会の指導・助言を受けながら、被害者の気持ちに沿って誠実に対応することを第一に考える。
- ④ 学校の設置者が、専門家等、第三者からなる組織を立ち上げ、全校生徒及び保護者へのアンケート等を行い詳細な事実関係について調査する。
- ⑤ 被害者及びその保護者に対して、事実確認ができたことから随時情報を提供し学校としての説明責任を果たす。
- ⑥ 重大事態については、マスコミ等への対応をする必要があることから、公開できる範囲で記者会見等を通じて説明責任を果たす。

7 いじめの再発防止の取組

謝罪を終えて一定の「解決」を図った後も、細やかな日常観察やスクールカウンセラー等の支援を受けながら「解消」を目指す。いじめ解消後も継続して情報交換・援助を行い、再発防止に徹底して取り組む。

「解決」：いじめの事象がなくなり、謝罪がなされた状態。

「解消」：3か月の経過観察を行い、いじめの事象がなく、被害生徒が元の生活に戻ったとみなされる状態。

8 職員研修

- (1) いじめ防止に関する研修会を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 生徒指導協議会で、いじめに関する情報交換を行い、配慮事項の共通理解と指導の一体化を図る。

9 取組体制の点検及び評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめの問題への対応に係る学校評価アンケートを実施し、取組の検証を行う。

10 いじめ防止体制

